

令和6年第4回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和6年4月26日（金） 14時00分～15時10分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育総務課長	佐々木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長（兼）世界遺産推進室長	中 村 隆 敏
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

報告第3号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

報告第4号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第5号 学校薬剤師の変更について

報告第6号 南島原市社会教育委員の委嘱について

報告第7号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第8号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について

報告第9号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

報告第10号 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について

第6 その他

（1）準要保護児童生徒就学援助の認定について

（2）南島原市立小・中学校学校評議員の委嘱について

（3）令和6年度教育委員会主要事業計画について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和6年第4回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、松尾委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「植木委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「植木委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育総務課長から説明させます。

教育総務課長

（別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。）

松本教育長

次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長及び室長

（別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。）

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

松本教育長

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

それでは、報告第3号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

それでは、報告第3号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を御説明します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものでございます。

（南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧により説明）

以上で、報告第3号の説明を終わります。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第3号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第4号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第4号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市教育委員会条例第3条の規定に基づき、教育支援委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

教育支援委員会につきましては、本市に居住する心身に障害のある児童、生徒に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するため本委員会を置くものであります。

次のページをご覧ください。

令和6年度の教育支援委員会委員の委嘱については、名簿にお示ししているとおりとなります。

以上で報告第4号の説明を終わります。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第4号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第5号「学校薬剤師の変更について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第5号「学校薬剤師の変更について」を説明させていただきます。

提案理由は、学校保健安全法第23条に基づき、学校薬剤師を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものです。

次のページをご覧ください。

令和6年度の学校薬剤師については、名簿にお示ししているとおりとなります。

学校薬剤師の変更にあたっては、島原薬剤師会の推薦を踏まえております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第5号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次の、報告第6号「南島原市社会教育委員の委嘱について」と、報告第7号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長 報告第6号及び報告第7号について、南島原市社会教育委員と南島原市公民館運営審議会委員は委員を兼務とさせていただいておりますので、一括してご報告いたします。

南島原市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定により、南島原市公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条、第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定に基づき、委嘱するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の18名の方を、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員18名のうち前期から継続いただける方が9名、新規に委嘱する方が、黄色で色付けしております9名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長 特にないようです。

「報告第6号」及び「報告第7号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次に、報告第8号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長 報告第8号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。

南島原市図書館協議会委員は、図書館法第15条並びに南島原市図書館条例第6条第2項の規定により委嘱するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の10名の方を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員10名のうち前期から継続いただける方が7名、新規に委嘱する方が、黄色で色付けしております3名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長 特にないようです。

「報告第8号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次に、報告第9号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

報告第9号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご報告いたします。

スポーツ基本法第32条第1項、並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱するものでございます。

任期は2年であり、今回、名簿に記載の80名の方を令和6年4月1日から令和8年3月31日までの期間を委嘱するものでございます。

また、委員80名のうち、前期から継続いただける方が71名、新規に委嘱する方が、黄色で色付けしております9名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第9号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第10号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

報告第10号「史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会条例第3条に基づき、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員を委嘱するものでございます。

次のページをご覧ください。委員の名簿を付けております。任期は、1年間でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第10号」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましても、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「南島原市立小・中学校 学校評議員の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

(南島原市立小・中学校 学校評議員について説明)

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、以上で第2号を終わります。

松本教育長

次に、第3号「令和6年度教育委員会主要事業計画について」を議題とします。
各課室長から説明させます。

各課室長

(令和6年度教育委員会主要事業計画について説明)

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、以上で第3号を終わります。

松本教育長

次に、第4号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、5月27日、月曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくお願いします。

松本教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長

(長崎県市町村教育委員会連絡協議会 総会及び合同研修会について)

学校教育課長

(運動会・体育大会日等について)

(給食異物混入等について)

文化財課長

(原城跡発掘調査現地説明会等について)

松本教育長

他にございませんか

特にないようですので、以上で第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時10分

会議録署名人

教育委員

記録職員